

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社

## 準備書面 9

令和3年9月3日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

第1 原告の令和3年6月14日付第8準備書面における、原告の「第3. 本件プログラム6の著作物性」の主張に対し、次のとおり反論する。

1 本件プログラム6の概要は認める。

2 本件プログラム6の著作物性について

(1) 原告の主張は、第8準備書面別紙のように本件プログラム6には複数の選択の幅があるところ、原告は同別紙①～⑤と選択しており、かかる選択に原告の個性が認められるから、本件プログラム6に著作物性が認められる、というものである。

(2) しかしながら、第8準備書面別紙の①から⑤までの選択肢は、いずれも、アイデアについての選択肢である。

また、同準備書面13頁以降の「(1)アナログ信号入力処理について」、「(2)遠隔地のリアルタイムデータ表示」、「(3)電文フォーマットについて」、「(4)振動波形グラフについて」として原告が主張する個性は、いずれも機能につ

いてである。

この他、「(3)電文フォーマットについて」につき原告が具体的に主張するソースコード（同準備書面14頁から16頁）は、プロトコルであり、プロトコルは著作権法上の「規約」に当たり著作権の保護は及ばない（著作権法10条3項2号）。この点、原告は、プロトコルに制御コードを付加している点で独自性がある旨を主張するところ、制御コードを付加するというアイデアがそのまま当該ソースコードに表現されているに過ぎず、創作性は認められない。

また、「(4) 振動波形グラフについて」につき原告が具体的に主張するソースコード（同準備書面17頁から20頁）は、エクセル上のグラフの大きさや背景を設定し、そこにグラフの軸と読み込んだデータから計算されたグラフを描くという、グラフを作成するためのアルゴリズムそのものである。アルゴリズムは著作権法上の「解法」に当たり著作権の保護は及ばない（著作権法10条3項3号）。

(3) よって、本件プログラム6に著作物性は認められない。

## 第2 サイレントロボのソースコードについて

1 乙23号証は、サイレントロボのソースコードである。

2 原告は、サイレントロボの仕様書等には4ch（騒音1ch、振動X成分に1ch、振動Y成分に1ch、振動Z成分に1ch）との記載があるのに、乙第23号証のソースコードには2ch分しかないとの理由で、虚偽の証拠を提出していると主張する。

しかし、法規制上、振動の測定は、鉛直方向（Z成分）のみである（振動規制法施行規則別表第1備考2、別表第2備考4）。

そのため、乙4号証及び乙第5号証の写真のとおり、サイレントロボのデジタル表示は、騒音の測定値を示す部分と、鉛直方向の振動の測定値を示す部分

の、計 2 箇所しかない。乙第 2 3 号証のソースコードは、この現に設置されたサイレントロボのソースコードであり、したがって、騒音の 1 c h と振動（Z 成分）の 1 c h の合計 2 c h の構成となっている。

なお、水平方向（X 成分、Y 成分）の振動測定は、振動規制法の法規制値以下にも関わらず振動の苦情が出た場合において、その原因を調べるために測定される。水平方向の振動測定も対応するサイレントロボとなると、そのデジタル表示部分は、騒音の測定値を示す部分、鉛直方向の振動の測定値を示す部分、X 方向の振動の測定値を示す部分、Y 方向の振動の測定値を示す部分の、計 4 箇所となる。

乙 3 号証の仕様書の記載は、水平方向の振動測定の発注にも対応できることを示すものに過ぎない。

3 よって、乙 2 3 号証は、サイレントロボのソースコードである。

以 上

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社

## 準備書面10

令和3年9月3日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

黙示の許諾について、次のとおり主張する。

原告は、特定の現場・業務のみで利用する合意になっていたと主張するが、以下のとおり、特定の現場・業務のみで利用する合意は存在しない。

1 現場名を被告が任意に設定できる仕様になっていること

本件プログラム1や本件プログラム2は、メインプロパティにて、仕様する現場名を自由に入力できるようになっている。そして、この入力された現場名でファイルが保存される形式になっている。

したがって、特定の現場での利用に限定されていない。

2 レコーダー台数等を被告が任意に設定できる仕様になっていること

本件プログラムへのデータの inputs は、各現場に設置されたセンサー・観測装置 → レコーダー（ロガー） → 本件プログラムがインストールされたパソコン

ンという流れとなる。

この点、各現場の環境や計測目的や計測用途に応じて、センサー・観測装置やレコーダー（ロガー）の台数や計測目的が変わってくる。

本件プログラムは、現場毎の要望に対応できるよう、例えば本件プログラム1では、レコーダーの台数の設定や、そのレコーダー毎に計測目的に応じたレコーダー名称の設定、レコーダーのチャンネル数やチャンネル毎の情報（項目名、表示桁、色、上下限值）の設定を、被告が任意にできる仕様になっている。

また、各現場の担当者は、本件プログラムが処理したデータを、パソコン画面や電子メールを通じて確認する。そして、各現場によって担当者は変わり得るところ、それに対応できるよう、例えば本件プログラム1では、メールサーバーの設定や、警報発生時のメール連絡先の設定を、被告が任意にできる仕様になっている。

このように、本件プログラムは、各現場の環境や目的・用途に応じてカスタマイズできるよう、汎用性を持つものであり、特定の現場のみでの利用が想定された作りになっていない。

- 3 見積書・注文書・請求書の工事名や工番の記載は、会計基準に基づくもの  
各本件プログラムは、被告の発注により原告が制作するものである。

したがって、会計基準上（「研究開発費等に係る会計基準」）、本件プログラムは、特定のユーザーから特定の仕様で個別に受託して制作する、「受注制作のソフトウェア」に該当する。

「受注制作のソフトウェア」の会計処理は、請負工事の会計処理に準じて処理することになっており（「研究開発費等に係る会計基準」四1）、「工事契約に関する会計基準」が適用される。

「工事契約に関する会計基準」では、「工事契約に係る認識の単位」で会計処理をしなければならない。

見積書・注文書・請求書は、会計処理を行う際の証憑になるものだから、受注制作のソフトウェアの当該証憑には、「工事契約に係る認識の単位」として、工事名や工番が明示されることになる。

したがって、見積書や請求書に、工事名や工番が記載されているのは、「工事契約に係る認識の単位」を明示して会計処理するためのものであり、利用目的を限定する意義はない。

そして、見積書・注文書・請求書には、本件プログラムが当該現場のみしか利用できない旨の記載はない。

#### 4 その他

##### (1) 平成29年1月16日の■■■■発言に対し

原告は、平成29年1月16日に被告の■■■■氏が著作権侵害を認める発言をしたと主張する。

しかし当日の協議は、原告が元従業員であり付き合いが長いことを踏まえ、なるべく協議によって本件紛争を解決しようと、原告の感情を宥めるため、原告に共感を示す流れの中で出てきたものであり、被告が著作権侵害を認めただものではない。

##### (2) 現場が異なる毎にプログラムの制作発注をしていたとの主張に対し

これは、原告は被告に対し何か仕事はないかと営業を掛けることがあり、それに対し、被告は、原告が元従業員であり付き合いが長いことも踏まえ、困っているならばと、本来は社内で処理する予定の業務を、原告へ外出ししたに過ぎない。本件プログラムが特定の現場でしか利用できないことを被告が認識していたからではない。

##### (3) 「智頭用瀬トンネル」の工区に関して（本件プログラム6）

原告は、打ち合わせの際の現場資料が「智頭用瀬トンネル北工事」と記載されていることをもって、本件プログラム6の利用を「北工事」に限定する

合意が出来ていたと主張する。

しかし、これは、「智頭用瀬トンネル工事」が北工事から南工事の順で執り行われるためであり、本件プログラム6の利用を北工事に限定する記載ではない。

以 上